

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

告示



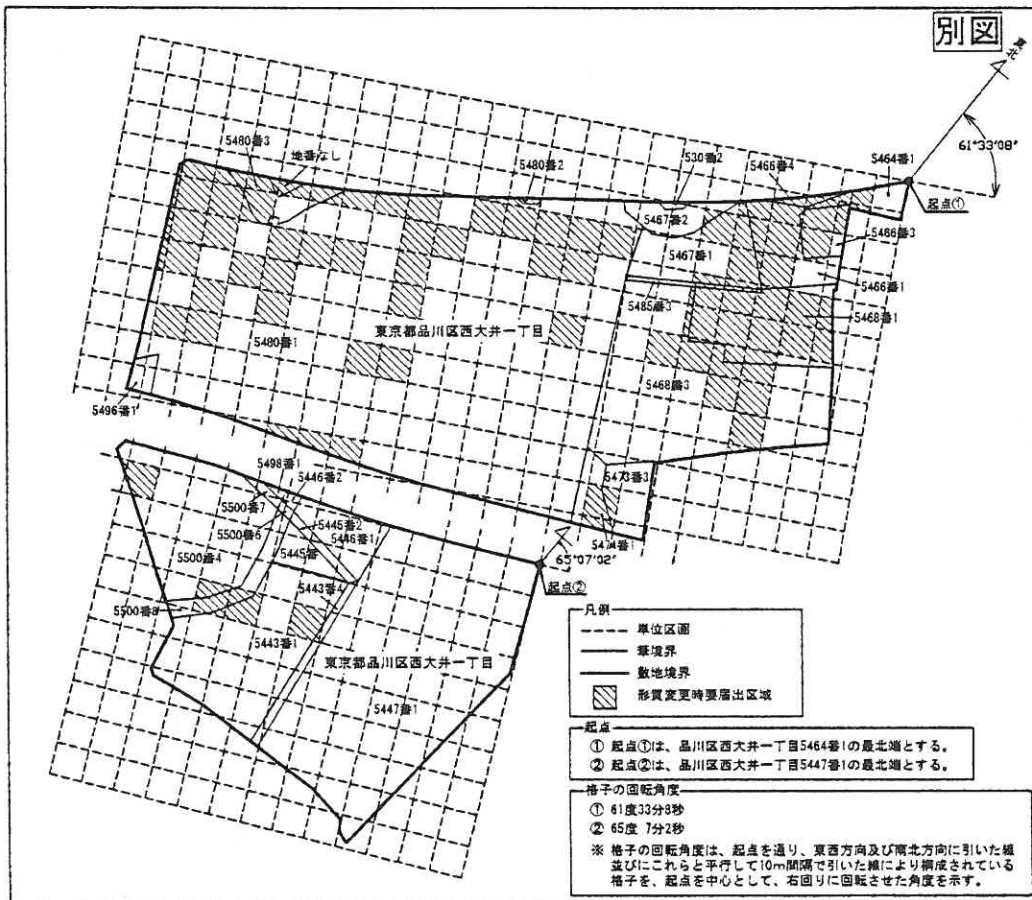
●東京都告示第三百六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物





発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……四

告示

●東京都告示第千二百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

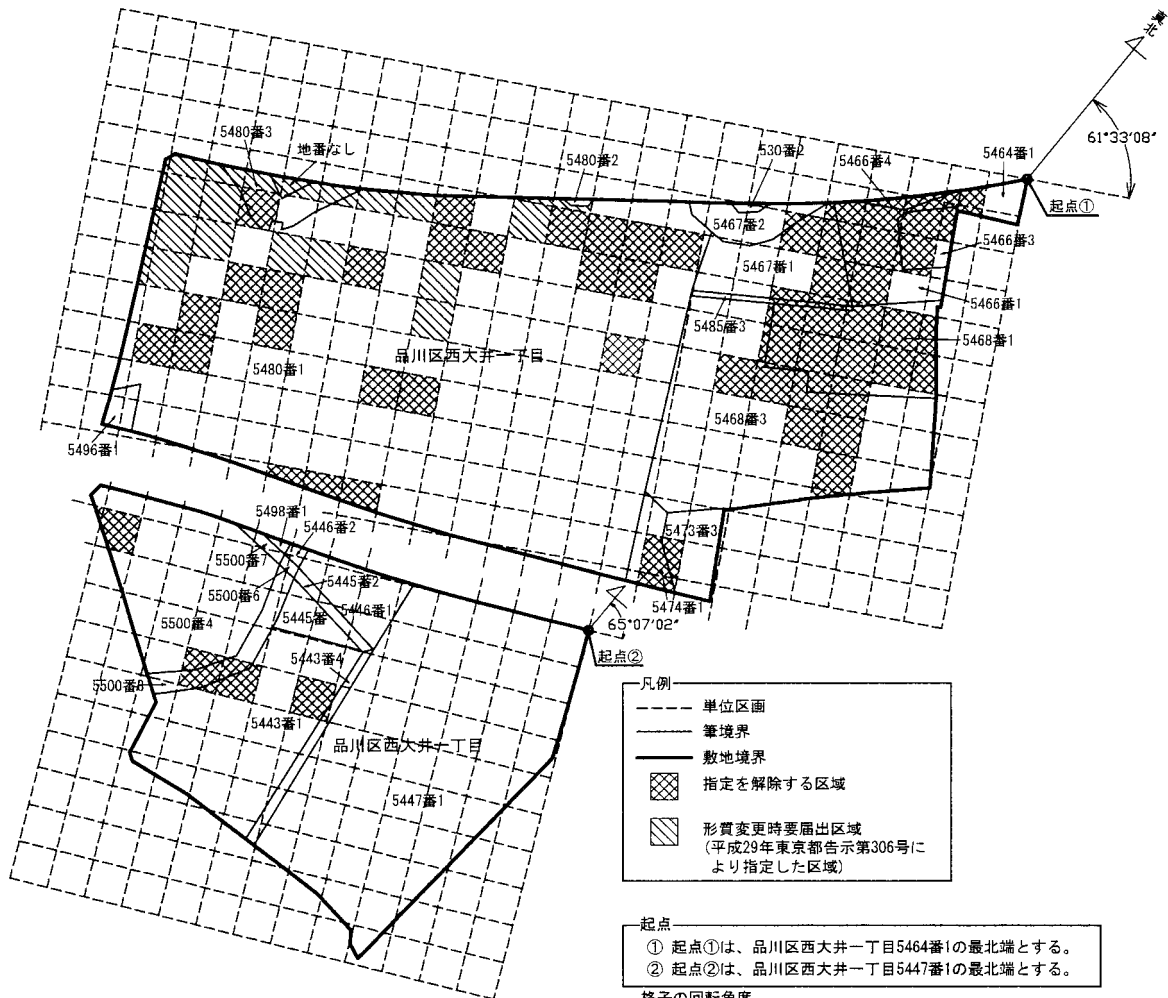
一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ⊗ 指定を解除する区域
 - ⊘ 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第306号により指定した区域)

- 起点
- ① 起点①は、品川区西大井一丁目5464番1の最北端とする。
 - ② 起点②は、品川区西大井一丁目5447番1の最北端とする。

- 格子の回転角度
- ① 61度33分8秒
 - ② 65度 7分2秒
- ※ 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………（同）…三

告示

●東京都告示第千百三十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第百三十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

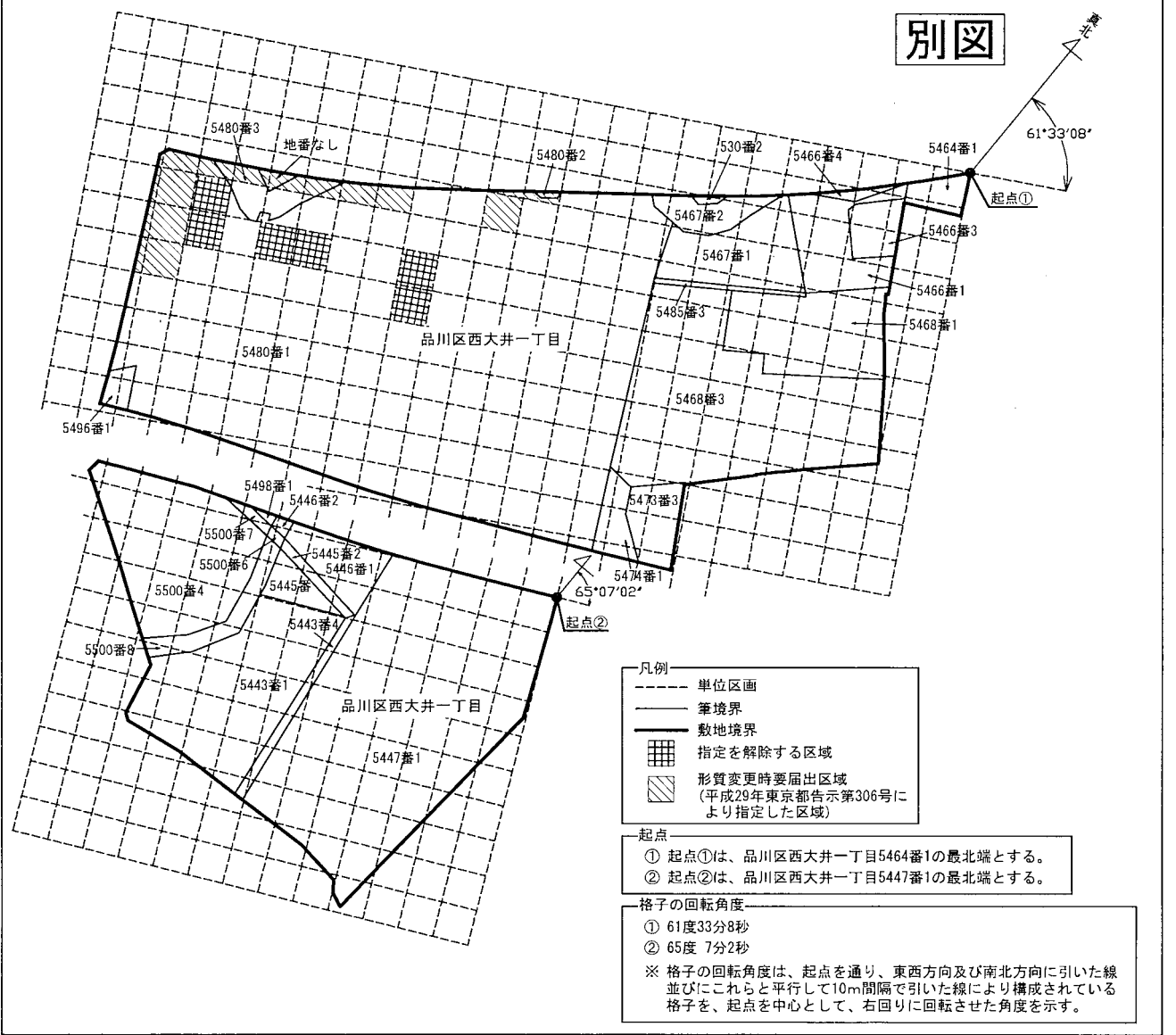
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西大井一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図





発行
東京都

告
示

○土壌汚染対策法の規定に基づき汚染されている区
域の指定（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

●東京都告示第五百八十七号

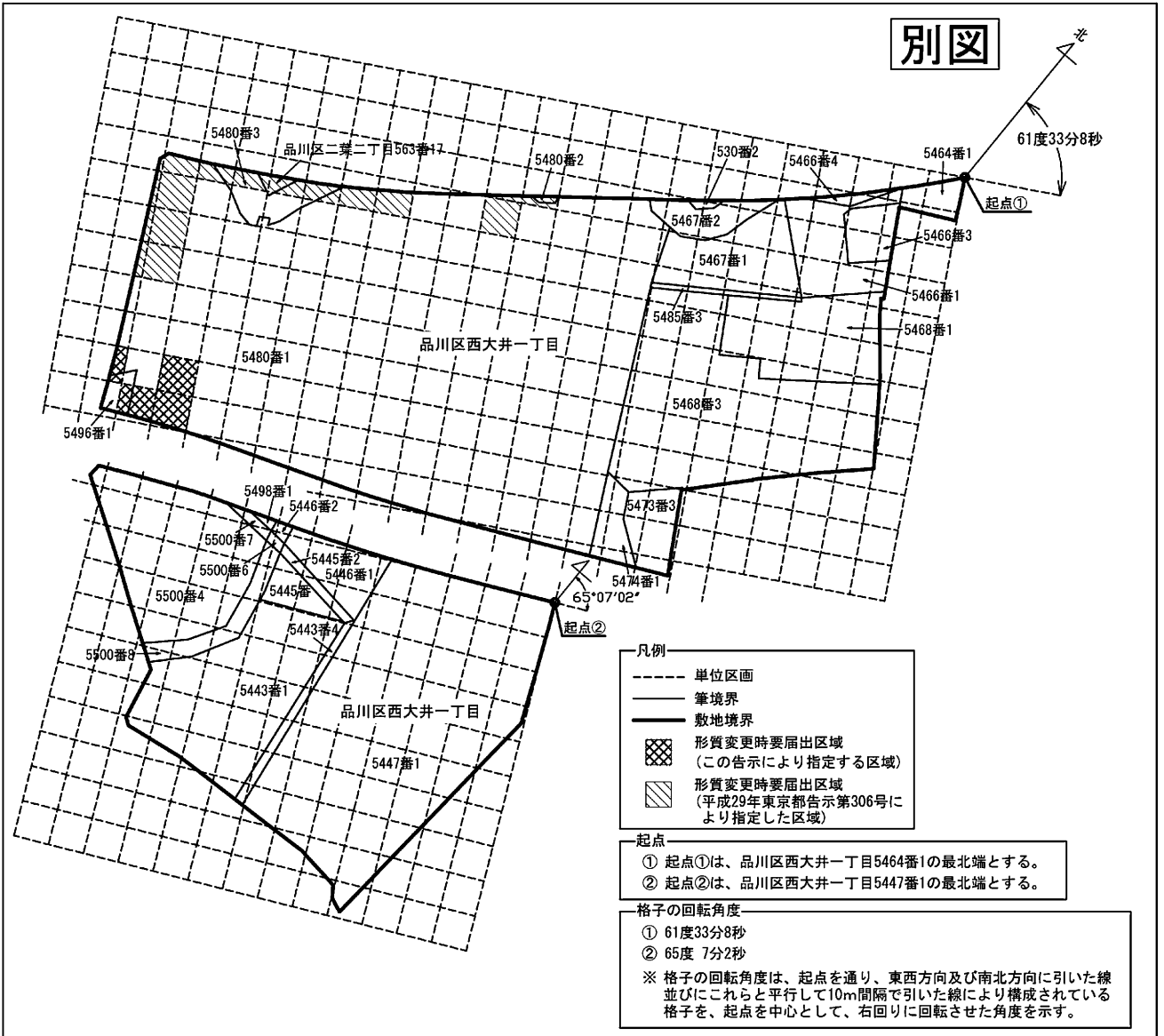
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図





発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…一

告示

●東京都告示第八百七十七号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百六号及び令和五年東京都告示第五百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用

する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する

令和五年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去